

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

株式会社 弥生保険事務所

TOPIC

ドライブレコーダーは第二の保険!

自動車は今や社会機能の大きな要素を担っていますが、事故が起きた時の原因究明は明治以来の手法と変わっていません。事故当事者に状況を聞くといった方法が主流ですが、人の記憶や認識は信憑性に乏しく、当事者同士の主張が食い違うケースが多いものです。また目撃者からの情報も曖昧で、事実認定をますます難しくしているのが現状です。

すなわち、ドライバーは事故の状況を正確に認識しておらず、保身のために都合の良い主張をしがちですし、目撃者は全ての状況を一部始終把握しておらず、思い込みを含めた証言になりがちです。

ドライブレコーダーは陸上のフライトレコーダー

飛行機事故が起きたとき、まず回収されるのがフライトレコーダーです。これを解析することで事故の真相はほぼ解明されます。ドライブレコーダーはフライトレコーダーと同様の目的で開発された、車載式画像記録装置なのです。下図のように、直近の約1時間の画像と音声を常に記録保存しています。



ドライブレコーダーは車のフロントガラスの内側に装着しますが、〔写真1〕の通り、簡単に取り付けることができます。

ドライバーの視界内に起きる全ての現象を画像と



〔写真1〕



して捕らえ、同時に音声も録音できます。〔写真2〕は交差点を青信号で走行していた車に、信号無視をした車が交差点に進入し、衝突したときの事例画像です。

相手は当然ながら青信号を強く主張したそうですが、この画像を見て納得し、非を認め、もめることが日常化している賠償交渉も、スムーズに解決したとのこと。

安全運転トレーニングでも注目

画像を記録する技術の飛躍的な進歩により、個人でも安価で小型で耐久性の優れた画像記録装置（ドライブレコーダー）を入手することが可能になりました。

『百聞は一見に如かず』の言葉どおり、捕らえた画像を『一見』することで正確な事実認定ができ、捜査の段階で事実関係を確認できれば、立件後に裁判で争うケースは少なくなり、長期化する交通裁判も簡素化できます。

またドライブレコーダーは、高齢者や若葉マークのお子さんの運転画像を家族で見ることにより、悪い癖や危険な運転をお互いに指摘して事故を未然に防ぐなど、利用範囲は広がっています。

ドライブレコーダーは、交通規則を守り、安全運転をしている皆様の正当性を、第三者が目撃してくれる「第二の保険」なのです。

自転車は法律上「軽車両」 ルールを守り安全運転を



自転車による交通事故が増えており注目されています。手軽で環境にやさしい乗り物ですが、
いったん事故をおこすと知らぬ賠償金を請求されることがあります。乗車のポイントを紹介します。

平成20年6月に改正道路交通法が施行され、自転車の通行等に関するルールが改正されました。

平成20年中に発生した交通事故による死傷者数は950,659人、うち自転車に乗用中の死傷者は162,967人で17.1%を占めていました。これは自動車に乗車中の581,711人に次ぐものでした。

これを年齢別の構成比で見ると16～19歳までが最も多く13.7%、次いで7～12歳の9.0%となっています。一方、高齢者については、65～69歳が5.9%、70～74歳が5.3%、75歳以上が6.9%となっており、若年層と高齢者層の対策が重要といえます。

そこで、以下改正道路交通法のポイントについてご紹介します。

新・道路交通法の要点

1. 自転車が歩道を走ることができる条件を明確化

次の内容が追加されました。

(1) 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき

(2) 車道または交通の状況からみて、歩道通行がやむを得ない場合（道路工事や駐車車両などのために、車道の左側走行が困難な場合など）

2. 子ども（13歳未満の者）へのヘルメット着用

子どもの保護者は、自転車を運

転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせる責任があります。

3. 自転車の安全な乗り方とルール

自転車の基本的なルールとして「自転車安全利用5則」があります。内容は次のとおりです。

自転車安全利用5則

●自転車は車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上、「軽車両」と位置づけられています。自動車や自動二輪と同じ「車両」なので、歩道と車道の区分のあるところでは、車道を通行するのが原則です。

●車道は左側を通行

自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。右側通行は、対面する自転車や自動車にとって大変危険なので、自転車道を通行する場合も左側を走行します。

●歩道は歩行者優先で、車道寄り

自転車も例外的に歩道を走ることができる場合があります。歩道の車道寄りまたは指定された部分をすぐに停止できる速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。

●安全ルールを守る

夜間はライトを点灯、飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、交差点での一時停止と安全の確認。

●子どもはヘルメットを着用

自転車乗用中の事故による被害を軽減させるため、子ども（13歳未満の者）には乗車用ヘルメットを着用させます。

万一事故を起こしてしまったら

自転車による事故は自分がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、財物を壊したりするケースもあります。実際に賠償額が5,000万円と認定されたケースもあります。万が一事故を起こしてしまった、あるいは事故にあってしまった場合に生じる経済的な損害に備えるため、損害保険の知識を持っておきましょう。

多くの人は「車両」というより「歩行者」の意識であると思いますが、自転車は道路交通法上「軽車両」であり、自動車や自動二輪と同じなので、歩道と車道の区別のあるところでは車道を通行するのが原則です。交通法規を守って安全運転を心がけましょう。

詳しくは、（社）日本損害保険協会発行の「知っていますか？自転車の事故」をご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/traffic/0002.html>



自転車の保有台数 1960年の自転車保有台数1956万台に対し自動車は230万台でしたが、2005年でも8665万台対7488万台で、自転車は手軽なうえ環境にやさしい乗り物として依然人気が高いようです。



眠れる能力を呼び覚まし 成果の最大化を図る経営戦略

東京海上日動リスクコンサルティング(株) ERM事業部 経営リスクグループ 小室 美絵

長時間労働に起因するメンタルヘルス不全や過労死、家庭崩壊といった社会問題がクローズアップされ、少子高齢化の進展がいびつな人口ピラミッドを形作る現実を見る限り、意欲に満ちた若年人材を獲得できるか否かは、多くの企業にとって死活問題と言えます。また限りある資源、今いる人材を活かし切るには、少数派の受け入れ、多様な価値観の衝突・融合を経た新サービスの創出・ニッチな領域への挑戦等、多様性を活かした経営の実現が必要不可欠です。

国策としての『ワーク・ライフ・バランス』

内閣府では、仕事と生活の調和が実現した社会の姿として『①就労による経済的自立が可能な社会』『②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会』『③多様な働き方・生き方が選択できる社会』といった具体像を掲げ、そのための各種指標と数値目標を設定しています。(表参照)

企業の取組における能動的な動機

上述の憲章や行動指針は罰則を伴う強行法規ではないものの、業種によってはフリーターを積極的に活用したソーシャルビジネスの可能性も秘めており、助成金を上手く活用した『雇用の創出』の実践、ひいてはレピュテーション(評判)の確立につながります。

例えば「守るべき者がある人は強い」という発想で、ハローワー

クのトライアル雇用制度を利用して『母子家庭の母』を積極採用すれば、助成金を受けて活躍の場を提供しつつ、その働きぶりを試すことも可能です。また、非正規雇用の販売員に意欲と能力に秀でた人材を発見した場合、透明で公平感のある職能要件定義を備えた正社員登用制度を設けることで優秀な人材を獲得できる可能性が高まり、売上増大の機会損失を免れるのみならず、他の優れた人材のモチベーションが高水準で維持される結果にもつながります。

将来の幹部候補が老親の介護との両立を苦に企業を去る、もしくは優秀な女性が家事・育児等の家庭生活と仕事とのジレンマの果てに退職するなら、両立が困難な一定期間は短時間勤務の正社員として乗り切る道を提示するも得策です。ライフサイクル上「仕事重視」の時期にある他の人材を投入すれば業務配分が調整できる上、

育児・介護経験で積み増した個人の知見やノウハウも企業財産として活用できます。各種施策を導入する前提として「仕事を抱えこまない」「自分だけが分かるという状況をなくす」といった社内の意識改革を促し、マネジメントの機能不全要因をなくしておくことも重要です。

企業が果たすべき役割

『最適なバランスポイントをどこに見出すか』には、働く理由やその価値基準、人生観やライフステージを反映した個人差が現れます。一人一人が適度なワーク・ライフ・バランスを実現でき、その総和として組織全体のパフォーマンスが一定水準に保たれるよう、労働者の多様性に配慮した様々な選択肢を準備することが重要です。組織に固有の課題や特性を見極め、戦略的に許容できる枠組み内で『自立した個人と組織の共生』を模索し続ける姿勢が望まれます。

●内閣府ホームページ ワーク・ライフ・バランス憲章

(別表1) 数値目標より部分抜粋

仕事と生活の調和が実現した社会の姿	数値目標設定指標	現状	5年後(2012年)目標値
①就労による経済的自立が可能な社会	フリーターの数	187万人	ピーク時の3/4に減少
		(平成15年:ピークの217万人)	(162.8万人以下)
②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%	2割減
	年次有給休暇取得率	46.6%	60%
	メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所割合	23.5%	50%
③多様な働き方・生き方が選択できる社会	短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)	(参考) 8.6%以下	10%
	第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	45%
		保育サービス(3歳未満児)	29%
	保育等の子育てサービスを提供している割合	20.3%	40%
		放課後児童クラブ(小学1年~3年)	
	男女の育児休業取得率	女性:72.3%	女性:80%
男性:0.50%		男性:5%	
6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり60分	1時間45分	



『ワーク・ライフ・バランス』とは? 『仕事(ワーク)と生活(ライフ)との調和を図り、相互により影響を及ぼし合うこと』を意味し、仕事上の成果を期待して働き方に柔軟性を追求する過程自体にその真髄があると言えます。

熱が出たらすぐ受診!

参考になる厚労省のホームページ アクセスしてみても…

2009年の大きな話題の一つ、新型インフルエンザ。様々なメディアで学校や病院での集団感染や、その危険性について連日のように報道されています。今回は新型インフルエンザを防ぐにはどうしたら良いかを考えましょう。

手洗い、うがい…基本を守ろう

新型インフルエンザの予防法については、ワクチン接種、人込みなど外出の制限、外出時のマスク着用の徹底、室内の加湿・温度調整、睡眠・食事などの体調管理、うがい・手洗い、感染者・感染が疑われる人との接触を制限するなど、毎年の季節性インフルエンザ対策と変わりはありません。

インフルエンザは咳やくしゃみによって飛沫感染をおこす事が非常に多く、また、鼻や喉の粘膜が乾燥すると感染が容易になります。これを予防する為にはマスクの着用がある程度の効果を発揮します。室内においては加湿器や濡れタオル

を吊るすなどし、適度な湿度を保つように心がけましょう。その他では、手洗い・うがいの徹底と睡眠・食事面の管理などに気をつけましょう。もし、発熱など疑わしい症状が出た場合は直ちに学校や職場を休み、適切な医療機関で受診しましょう。くれぐれも「ただの風邪だろう」と高を括り我慢してはいけません。

冬にかけての心構えを!

これから冬にかけてインフルエンザ感染者の増加が懸念されますが、この様な状況下で心掛ける事は、厚生労働省や医療機関、保健所などが発信する正確な情報に基づいて冷静な判断と予防の実践を

する事です。例えばインターネットを利用可能な方は、厚生労働省のホームページを一度はチェックする事をお勧めします。新型インフルエンザに関する幅広い情報を得る事が出来ます。

また、急な発熱や咳などの疑わしい症状がみられたら、速やかに医療機関で受診すること。自己判断や根拠の曖昧な民間療法に頼ってはいけません。自分自身がウイルス媒介者となり、更に多くの感染を引き起こす可能性もあるのです。

医療機関の受け入れ態勢に関しても、院内感染対策として診療の制限や診療体制の見直し、それに伴う混雑などが予想されますが、こんな時だからこそ皆で協力し合い、新型インフルエンザを乗り越えましょう!

(鎌ヶ谷総合病院 院長 前田 清貴)

チームマイナス6%運動のワンポイント行動アドバイス

一人1日1kgのCO₂削減宣言

- 朝：シャワーは1分短く。冷蔵庫は詰め込まない。
車は、急発進・急加速しない。
- 昼：アイドリングは短く。職場の冷房は2℃高く。暖房は2℃低く。
- 夜：パソコンの使用は1時間短縮。残ったご飯は保温せず翌朝レンジでチン。食洗機の温度を低く設定する。



損害保険のプロフェッショナル「日本代協認定保険代理士」

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

平成21年1月1日をもって「日本代協認定保険代理士」が全国で約7,000名となりました。

株式会社 弥生保険事務所 損害保険・生命保険代理店

〒540-0032
大阪市中央区天満橋京町2番13号(ワキタ天満橋ビル7F)
TEL:06-6942-2801 FAX:06-6942-9173
E-mail: info@yayoi-hoken.co.jp
URL: http://www.yayoi-hoken.co.jp/

日本代協はチームマイナス6%に参加しています

◆営業種目◆

- ◆保険業務 生命保険 損害保険
- ◆コンサルタント業務 事業活動に関わるリスク 個人生活に関わるリスク
- ・診断・ライフシュミレーション
ご加入の保険をチェックしてみませんか

取扱保険会社

- ・三井住友海上 東海日動 ニッセイ同和 他
- ・三井住友海上きらめき生命
- ・東京海上日動あんしん生命



— 契約者・消費者のために! —
社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス <http://www.nihondaikyoo.or.jp/>